

配付資料一覧（令和4年度獣医事審議会第3回免許部会）

	<p>令和4年度獣医事審議会第3回免許部会議事次第 令和4年度獣医事審議会第3回免許部会座席表 獣医事審議会免許部会委員名簿</p>
資料 1	<p>広告制限見直しの基本的な考え方（案） 参考1 第2回免許部会での獣医療広告制限見直しに係る主なご意見</p>
資料 2-1	<p>獣医師の専門性認定の現状について 参考2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の獣医師関係学会・研究会一覧 ・認定・専門獣医師協議会について（（公社）日本獣医師会作成資料） ・海外における専門性資格のあるもの ・医師における専門医制度について
資料 2-2	<p>広告可能な獣医師の専門性の考え方（案）</p>
資料 3-1	<p>獣医療法及び医療法広告規制比較 参考3 診療費用の広告</p>
資料 3-2	<p>獣医療における診療費用広告の考え方（案）</p>
資料 4	<p>診療施設のウェブサイトの取扱いについての考え方（案） 参考4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）骨子（案） ・診療施設ウェブサイト

令和4年度獣医事審議会第3回免許部会議事次第

I 日 時 令和4年12月13日(火) 13時30分～16時30分

II 場 所 三番町共用会議所大会議室(東京都千代田区九段南2丁目1番5号)

III 議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 配付資料確認

4. 議 事

(1) 獣医療法第17条及び獣医療法施行規則第24条における広告制限について
(第2回免許部会での論点について議論)

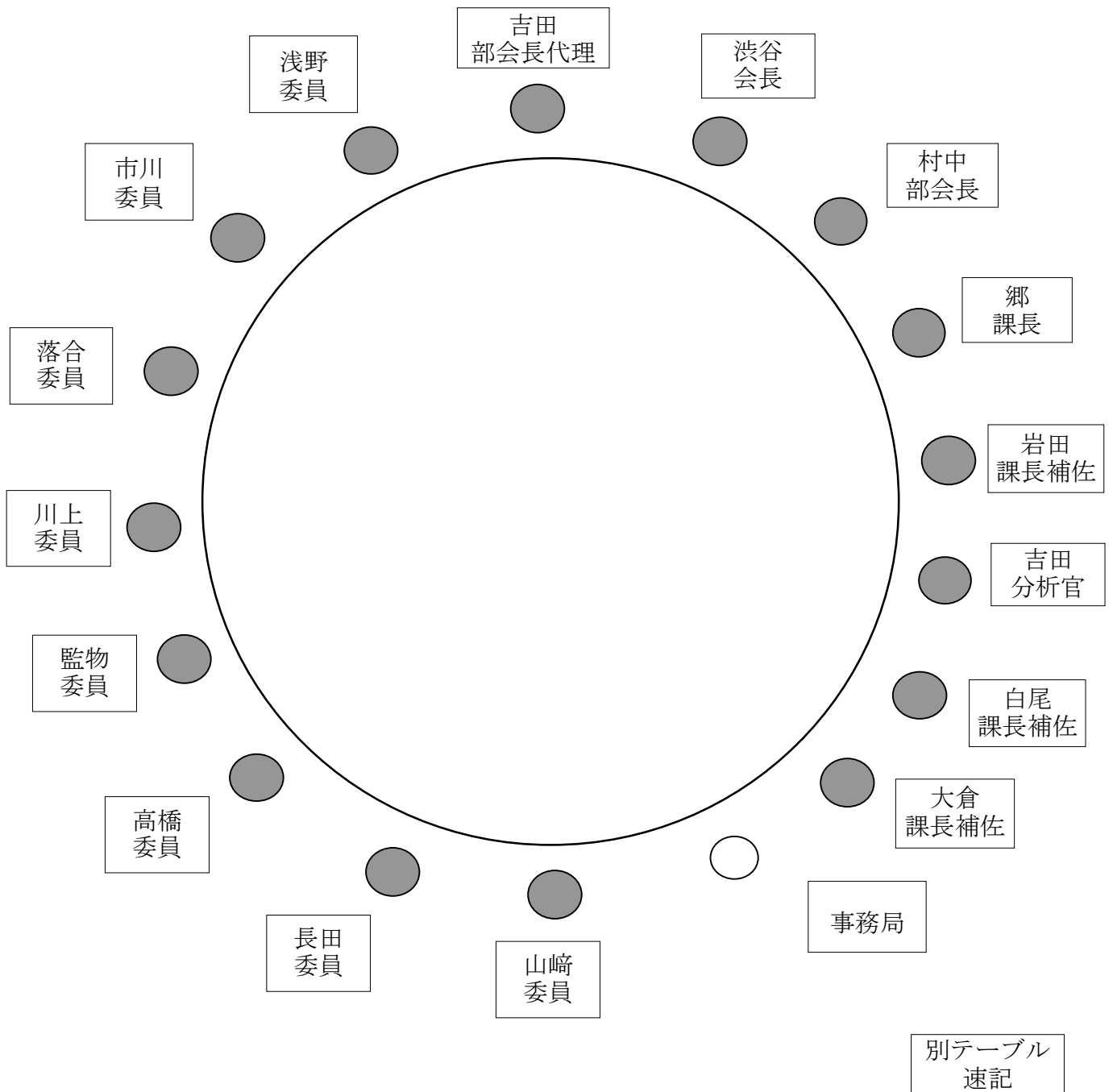
(2) その他

5. 閉 会

令和4年12月13日
13:30~16:30

令和4年度獣医事審議会第3回免許部会座席表

於：三番町共用会議所
大会議室



獣医事審議会 免許部会 委員名簿

令和4年9月1日現在

(敬称略 50音順)

あさの 浅野	あきこ 明子	高木國雄法律事務所 弁護士
いちかわ 市川	よういちろう 陽一朗	公益社団法人千葉県獣医師会 会長
おちあい 落合	よしつぐ 由嗣	日本獣医生命科学大学獣医学部 教授
かわかみ 川上	じゅんこ 純子	全国家畜衛生職員会副会長 (茨城県県南家畜保健衛生所所長)
けんもつ 監物	なみ 南美	女子栄養大学出版部
☆ しぶたに 渋谷	まこと 淳	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院 教授
たかはし 高橋	のぶお 信雄	アニマルクリニックたかはし院長
ながた 長田	みき 三紀	元全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
◎ むらなか 村中	しろう 志朗	公益社団法人日本獣医師会 副会長
やまぎき 山崎	けいこ 恵子	一般社団法人アニマル・リテラシー総研 代表理事
○ よしだ 吉田	ひでやす 秀康	阿部・吉田・三瓶法律会計事務所 弁護士

☆審議会長 ◎部会長 ○部会長代理

広告制限見直しの基本的な考え方（案）

- 1 獣医療に関する広告については、獣医療の受け手である飼育者の利用者保護の観点から、獣医療法、獣医療法施行規則により厳しく制限されてきた。
- 2 その後、獣医療サービスの高度化、専門化が急速に進むとともに、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化しており、飼育者が診療内容を正しく理解し、治療方法等の選択を適切にできるよう、見直す必要がある。
- 3 このため、医療法において広告可能な「客観的で正確な情報」については、獣医療においても飼育者が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるよう広告制限の見直しを実施する。

今回（12月13日）の議論ポイント

（1）獣医師の専門性認定

前回（9月20日）の議論では、広告可能とすることが妥当との方向性が示された。その際、専門性に対する「認定要件」について考慮する必要との意見が挙げられた。

（2）診療費用に関する広告

前回の議論では、診療費用広告の全てを禁止することは、時代にそぐわないとの方向性が示された。その際、広告可能とするかは、診療内容、料金の表示方法、リスクへの対応などを考慮する必要との意見が挙げられた。

（3）診療施設ウェブサイトの取扱い

前回の議論では、診療施設ウェブサイトについては、広告制限の対象としないとの方向性は了解された。一方、SNS等を含め情報発信媒体が多様化しているため、ウェブサイトの取扱いの基本的な考え方を定めるなどの一定の管理が必要との意見が挙げられた。

第2回免許部会での獣医療広告制限見直しに係る主なご意見

1 広告制限見直し全般について

- ① 広告可能事項として技能・療法を含めることは、専門性を示すこととなり、「認定医・専門医」の広告の取扱いと足並みをそろえて検討する必要がある。
- ② 都道府県からも要望のある、日常の予防に関する項目（ノミ・ダニの予防など）やマイクロチップの挿入は、広告することが望ましい。
- ③ ウェブサイトを規制することは、飼育者が知ることのできる情報が減ってしまうことは理解できる。一方、現時点でウェブサイトを広告としないとしても、Facebook等のSNSを含めて情報発信媒体が多様化しているため、ウェブサイトの取扱いの基準が必要である。

2 獣医師の専門性について

- ① 免許取得後も自己研鑽に努めている獣医師の指標になることで得意分野の指標になり、ミスマッチを防ぐ上でも有益であることから、認めたほうがいいのではないか。ただし、どこまでの専門性のレベルを認めるかは一定レベルが保証される内容であることが必要ではないか。
- ② 専門性の開示は、飼育者にとっては有益な情報である。一方、「認定医・専門医」を広告可能とする場合に、認められる専門性のレベルを考える必要がある（海外含め、どの認定機関から取得したものかなど）。
- ③ 認定医や専門医も含めた経歴への記載拡充の検討は必要だと思うが、その経歴が治療に役立つことが前提ではないか。

3 診療費用の広告について

- ① 広告可能とするかは、診療内容によるのではないか。例えば、予防接種は値段や内容に差はなく、飼育者の関心が高い。一方、避妊去勢手術や健康診断は、内容によって費用は大きく異なる。
- ② 動物病院は自由診療のため、診療費の広告は、広告可能な項目、内容、明確な料金表の設定が必要ではないか。
- ③ 費用広告の際は、広告媒体を考慮する必要がある。また、副反応への対応や対策など併記する内容の検討が必要である。

獣医師の専門性認定の現状について

(事務局調べ、令和4年12月現在)

前回(9月20日)の議論で獣医事審議会免許部会長から指示のあった「日本や海外における専門性認定の現状」については以下のとおり。

1 日本

- 現在、日本の学会等において、28団体で専門性の認定を実施している。
 - ・各団体において、「研修・講習」、「実務歴」、「試験」、「更新制度」などを定めている。ただし、各団体によって認定条件が異なっている。
 - ・「修了証発行」や「認定会員」を実施している団体も存在している。
- (公社)日本獣医師会では「認定・専門獣医師協議会」を設立し、各学会が専門性に係る事項を独自に実施していることから、協議会内で各学会の専門性認定に係る認定要件を確認することを検討している。

2 海外

- 米国、EU、オーストラリア・ニュージーランドなどでは、獣医師会等が主体となって専門医を認める仕組みを確立している。例えば、
 - ・米国では、獣医師会が認めた22の専門学会等が専門医を認定している。
 - ・アジア地域を対象とした国際的な獣医専門医を認定する専門医会が存在する。(現在、皮膚科、内科、外科、眼科、保全医学領域が存在)
- 海外の非営利団体等が専門性を認定する仕組みも存在する。

3 (参考) 医療法における専門性認定について

- 医師における専門性資格については、(一社)日本専門医機構が行う専門性に関する認定を受けた旨が広告可能となっている。
- なお、厚生労働大臣に届け出た団体が認定する専門性資格は広告しても差し支えないこととなっており、厚生労働省のウェブサイトに掲載されている。(令和4年4月現在、医師の資格56)

日本の獣医師関係学会・研究会一覧 (専門性認定のあるもの)

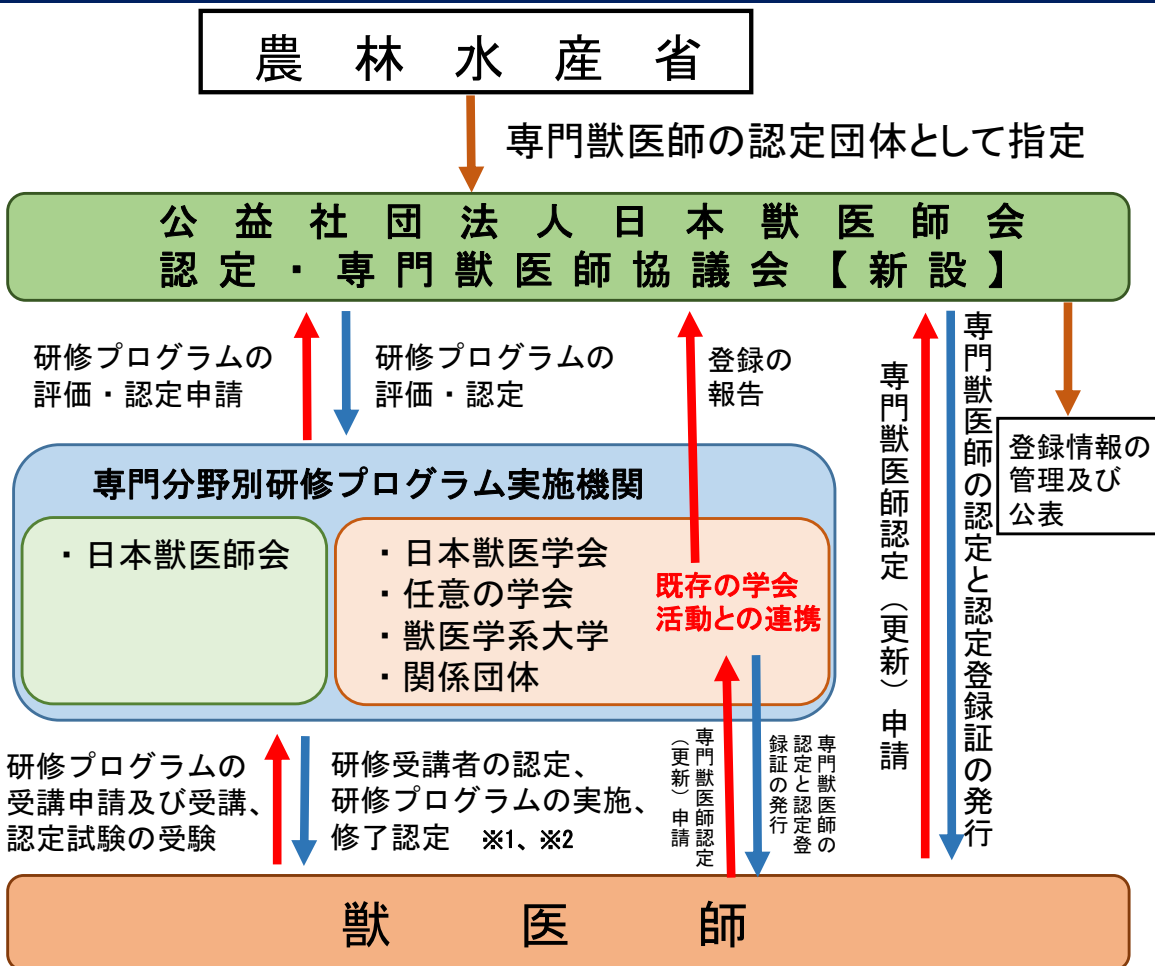
令和4年12月13日
獣医事審議会第3回免許部会

参考2

認定団体	認定名称
公益社団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会）	獣医総合臨床認定医
公益社団法人日本獣医学会	日本獣医病理学専門家協会（JCVP）会員資格認定
公益社団法人日本動物病院協会	認定医（内科・外科・総合臨床医）
一般社団法人日本毒性学会	認定トキシコロジスト
一般社団法人日本獣医画像診断学会	画像診断学等に関する技能検定試験修了者
一般社団法人日本獣医がん学会	日本獣医がん学会獣医腫瘍科認定医（Ⅰ種、Ⅱ種）
一般社団法人日本獣医再生医療学会	（事業内容として、専門医の育成及び認定）
一般社団法人日本獣医循環器学会	動物循環器認定医
一般社団法人日本獣医皮膚科学会	日本獣医皮膚科学会認定医
一般社団法人日本獣医ホメオパシー学会	日本獣医ホメオパシー学会認定医
一般社団法人日本小動物獣医師認定医協会	日本小動物獣医師認定医協会認定医（ページなし）
一般社団法人日本小動物整形外科協会	認定修了医
一般財団法人 楓会 日本獣医中医薬学院	1級または2級獣医中医師（鍼灸・漢方）、修了証発行
一般財団法人比較統合医療学会（旧：日本伝統獣医学会）	獣医鍼灸認定医（Ⅰ種、Ⅱ種）
獣医アトピー・アレルギー・免疫学会	技能講習履修獣医師
獣医神経病学会	獣医神経病学会基礎講習会修了証発行
鳥類臨床研究会	認定会員
日本ウマ科学会	日本ウマ科学会認定馬臨床獣医師認定
日本実験動物医学専門医協会（（公社）日本獣医学会）	実験動物医学専門医
日本獣医腎泌尿器学会	日本獣医腎泌尿器学会認定医・上級認定医
日本獣医動物行動学研究会	獣医行動診療科認定医・研修医
日本獣医内視鏡外科研究会	獣医内視鏡外科・技術レベル認定（レベルⅠ～Ⅲ）
日本獣医輸血研究会	認定輸血コーディネーター
日本小動物外科専門医協会（（一社）日本獣医麻酔外科学会）	日本小動物外科専門医
日本小動物歯科研究会	レベル認定（レベル1～4）
日本野生動物医学会認定専門医協会	日本野生動物医学会認定専門医
日本レーザー獣医学研究会	認定医（ページなし）
比較眼科学会	獣医眼科学専門医

日本の獣医師関係学会・研究会一覧 (認定要件一例)

団体名	認定名称	認定人数 (HP掲載)	研修・講習	実務歴	試験	更新制度	その他
公益社団法人動物臨床医学研究所 (動物臨床医学会)	獣医総合臨床認定医	43	過去7年以内の取得ポイントが、合計50ポイント以上(セミナー、学会発表、論文掲載など)	小動物臨床経験を5年間以上有する者。	あり	5年ごと	・申請時より過去5年間以上連続して会員であり、会費を完納している者。 ・申請時より過去5年間以内に3回以上学会へ出席している者。
公益社団法人日本動物病院協会	認定医 (内科・外科・総合臨床医)	総合臨床医:166 内科:43 外科:40	総合臨床医: JAHA認定医(総合臨床医)継続教育指定セミナーの受講 内科・外科: 認定医(内科・外科)指定セミナー受講	総合臨床医: 通算4年以上の家庭動物臨床経験 内科・外科: 通算6年以上の家庭動物臨床経験	あり	総合臨床医: 4年ごと 内科・外科: 8年ごと	・総合臨床医: 試験申込時点から過去3年以内に1回以上の学会発表等の実績 ・内科・外科: JAHA認定総合臨床医、学会発表または論文発表
一般社団法人日本獣医循環器学会	動物循環器認定医	151 (認定保留中含む)	学会が主催する認定講習会を受講すること(2年間に34講座)	臨床獣医師にあつては、一般臨床経験5年以上、研究者にあつては、研究歴5年以上を経た者。	あり	5年ごと	・会員暦が5年以上であること。 ・更新の際は、学会誌「動物の循環器」への投稿(掲載もしくは受理済み)が義務。
日本ウマ科学会	日本ウマ科学会認定馬臨床獣医師	130	更新の際は、5年間で15ポイント以上取得(学術集会、学術雑誌投稿など)	馬専門の臨床獣医師として5年間以上の職歴を有すること。	あり	5年ごと	・会員であること。
比較眼科学会	獣医眼科学専門医	27 (専門医)	新規登録書類審査のための評点基準に従って総合点が80点に達している者。(論文投稿、学会発表、セミナーや基礎講座等の参加)	4年間以上の一般診療経験者で、認定研修施設で5年間以上研修し十分な経験を積んだと指導医が認めた者。 過去2年間の認定研修施設における診療・手術実績が条件を満たす者。	あり	5年ごと	・会員暦が3年以上であること。 ・専門医試験を受験する者は、別に定める書類を比較眼科学会事務局経由で資格委員会委員長へ提出すること。



※1：臨床診療技術に関する研修項目は、獣医学系大学の診療施設、農林水産大臣の指定する卒後臨床研修施設等で実施。
 ※2：学会・研修会等への参加実績管理は獣医師生涯研修システムを活用。

【公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会】 令和3年9月10日設立

- 構成
 - ①日本獣医師会、日本獣医学会、任意の学会等で構成
- 役割
 - ①専門獣医師認定を行う専門分野の検討及び指定
 - ②専門分野別研修プログラムの評価・認定・管理
 - ③専門獣医師の認定登録及び管理（更新手続含）
- その他
 - ①事務局：公益社団法人日本獣医師会
- 準備・検討事項
 - ①専門獣医師認定を行う専門分野
 - ②専門分野別研修プログラムの募集・評価・認定のあり方
 - ③制度の周知・広報

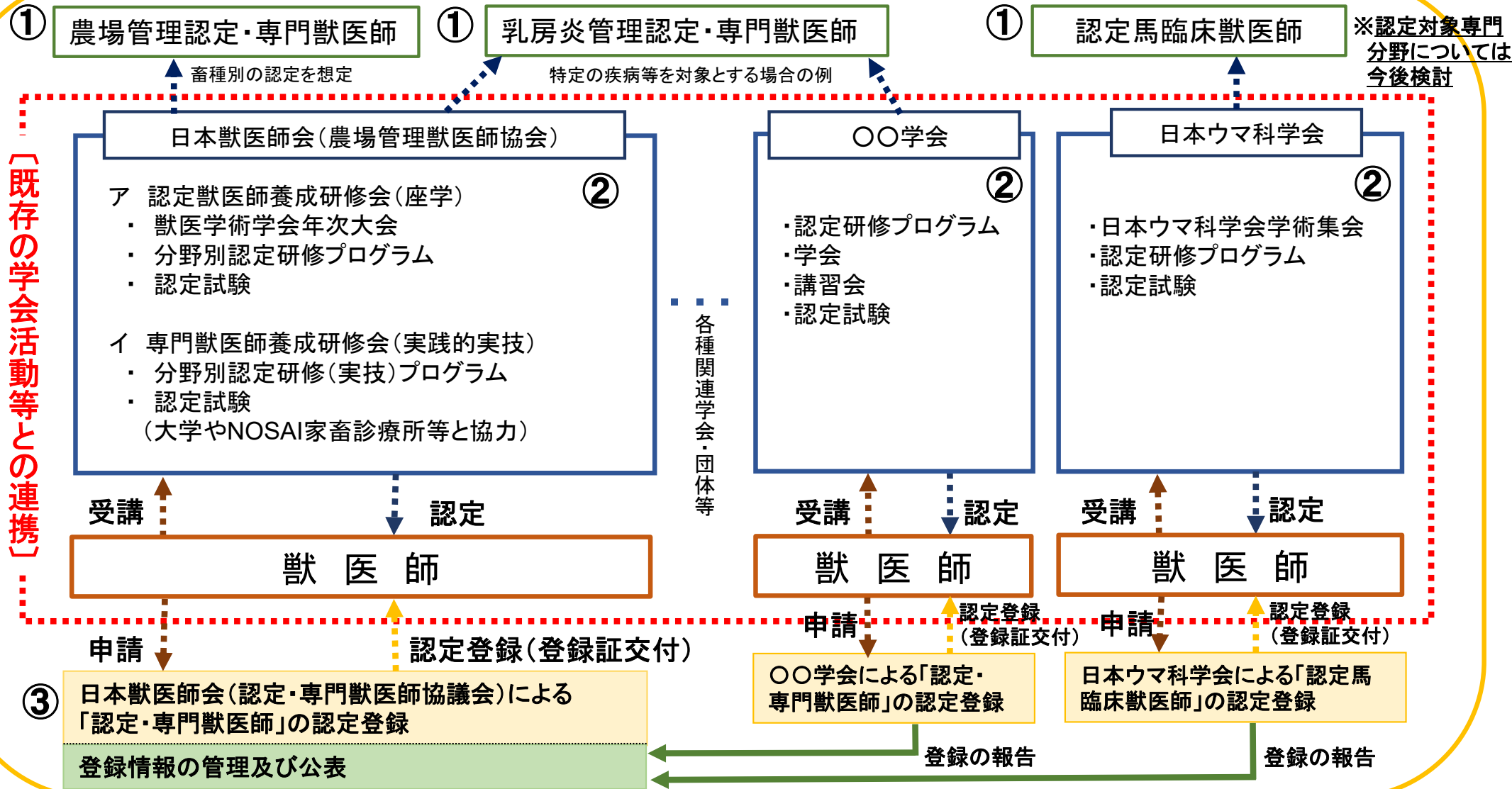
【検討にあたり留意すべき事項】

- 獣医療法第17条における獣医療広告制限を一部緩和し、一定の基準を満たす団体が認定した専門獣医師であることを広告可とすること。
- 令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（令和2年5月）」において、「獣医師会が中心となって、獣医師の専門性を認定する仕組みの構築及び獣医療広告のあり方について検討を進める。」と規定。

「認定・専門獣医師」を広告制限の特例とするための仕組 (産業動物分野におけるイメージ例)

丸数字は下段に示す
協議会の役割に対応

認定・専門獣医師協議会(新設) (公益社団法人日本獣医師会に設置)



獣医療法に基づく広告制限の特例措置を受けるために専門獣医師協議会が果たす役割

- ① 広告可能な専門分野(資格名)の検討及び指定
- ② 専門分野別研修プログラムの評価及び認定(既存の学会等における研修等を活用)
- ③ 認定・専門獣医師の認定登録及び管理

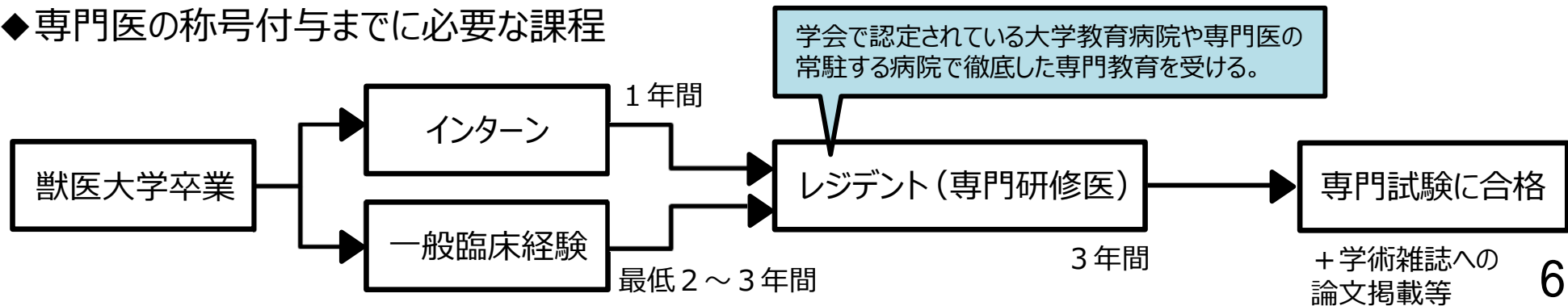
海外における専門性資格のあるもの

認定団体	認定名称
米国獣医専門委員会	米国獣医師会が認めた22の専門学会等が専門医を認定
欧州獣医専門委員会	27の獣医専門医会が専門医を認定 (31か国で有効)
英国王立獣医師協会	37の専門性資格を認定 (専門性資格の中にサブスペシャリティも存在)
オーストラリアとニュージーランドの獣医科学者会	28の専門性資格を認定
NPO法人アジア獣医専門医機構	アジア獣医皮膚専門医会 アジア獣医内科専門医会 (一般内科、循環器科、神経科、腫瘍科) アジア獣医外科専門医会 アジア獣医眼科専門医会 アジア保全医学専門医会 (動物園動物や野生動物) が専門医を認定
ISFM (国際猫学会 International Society of Feline Medicine)	キャット・フレンドリー・クリニック認定動物病院、 猫の専任従事者認定
ISVPS (国際獣医大学院、International School of Veterinary Postgraduate Studies)	ISVPS (獣医師へ全世界で認定されている高い水準の 資格を提供するために献身している非営利団体) の 総合臨床医認定 (歯科、外科)

米国獣医師会認定専門学会等による専門性資格認定

専門学会等	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医毒性学会 ・AW専門医会 ・実験動物専門医会 ・家禽獣医師専門医会 ・生物発生学専門医会 ・獣医麻酔疼痛管理専門医会 ・獣医行動学専門医会 ・獣医臨床薬理専門医会 ・獣医皮膚専門医会 ・保全医学専門医会 ・獣医救急・救命救急専門医会 ・獣医腎泌尿器専門医会(暫定) ・獣医眼科専門医会 	獣医内科専門医会	臨床獣医学会	獣医微生物専門医会	獣医病理専門医会	獣医予防医専門医会	獣医放射線専門医会	獣医リハビリテーション専門医会	獣医外科専門医会	獣医歯科専門医会
認定分野		<ul style="list-style-type: none"> ・循環器学 ・小動物 ・大型動物 ・神経学 ・腫瘍学 ・栄養 	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルターメディスン ・爬虫類両生類 ・エキゾチックアニマル ・犬と猫 ・馬 ・食用動物 ・酪農 ・豚の健康管理 ・鳥 ・肉牛 ・猫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス学 ・免疫学 ・細菌学/真菌学 ・寄生虫学 	<ul style="list-style-type: none"> ・解剖病理学 ・臨床病理学 	<ul style="list-style-type: none"> ・疫学 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線腫瘍学 ・馬の画像診断 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬 ・馬 	<ul style="list-style-type: none"> ・小動物 ・大動物 	<ul style="list-style-type: none"> ・馬の歯科

◆ 専門医の称号付与までに必要な課程



医師における専門医制度について

(厚生労働省「専門医の在り方に関する検討会報告書(平成25年4月22日)より)

(一社) 日本専門医機構が認定する専門医

<経緯>

- ・専門医は各学会が独自に運用しており、専門医の質の担保に懸念が生じていることや医師の地域偏在・診療科偏在が課題となっておりことから、厚生労働省は、平成23年以降、新たな専門医に関する検討を開始。

- ・新たな仕組みとして、中立的な第三者機関を設立し、専門医の認定と養成プログラム(以下、プログラムという。)の評価・認定を統一に行うこととし、(一社)日本専門医機構を設立(従来、認定を行っていた日本専門医制評価・認定機構を改組)。

<制度の概要>

- ・医療法第6条の5第3項に基づき、「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)に、(一社)日本専門医機構が行う専門性認定に関する認定を受けた旨(基本領域専門医^{※1}に限る。)を広告可能と規定している。
 - ・ 医師法で必須とされている初期研修とは異なり、プロフェッショナルオートノミー(専門家による自律性)を基盤として設計。平成29年度からプログラムを開始。
 - ・ 19の基本領域で構成される「基本領域専門医」と、基本領域専門医の取得後に選択できる22の「サブスペシヤリティ領域専門医」の2段階制。
 - ・ 領域ごとにプログラムに関する基準を定め、専門医機構が承認。機構が承認したプログラムに基づき、各研修施設がプログラムを作成し、専門医機構が審査し認定。
 - ・ 専門医の取得を希望する医師は、初期研修(2年間)終了後から、プログラムを開始することが可能。
 - ・ 専門医の取得を希望する医師が特定の都市、特定の診療科に偏らないよう、大都市においては人数制限を設けるなどを配慮。
 - ・ プログラムは少なくとも3年以上の研修が必須。研修終了後、日本専門医機構^{※2}が実施する試験に合格し、認定を受ける必要。また、原則5年ごとに更新が必要。
- ※1 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科及び総合診療
- ※2 専門医の試験は学会に委託することが可能。

医療広告で広告可能な専門医

<経緯>

- ・平成14年4月に行われた広告規制の緩和に伴い、医師又は歯科医師の専門性に関する告示で定める基準を満たし、厚生労働大臣に届出がなされたものは広告可能となった。

<制度の概要>


- ・以下の基準を満たし、厚生労働大臣に届出を行った団体が行う医師の専門性に関する認定を受けた旨は広告可能とされている。

- イ 学術団体として法人格を有していること。
- ロ 会員数が1,000人以上であり、かつ、その8割以上が当該認定に係る医療従事者であること。
- ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
- ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
- ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること。
- ヘ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師において5年以上、看護師その他の医療従事者において3年以上の研修の受講を条件としていること。
- ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
- チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
- リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

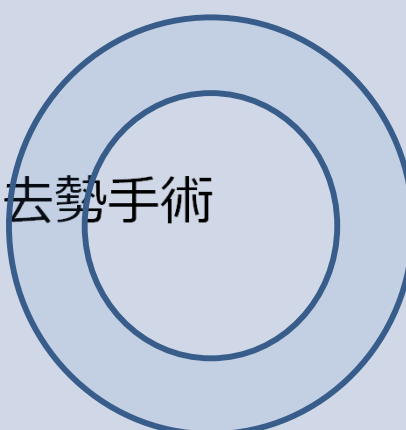
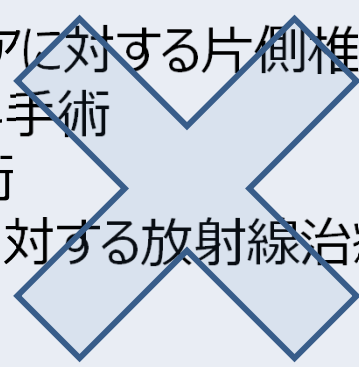
- ・現在広告可能な専門医等は、厚生労働省ホームページに掲載。
（令和4年4月現在、医師の資格は56）

広告可能な獣医師の専門性の考え方（案）

- 1 獣医師の専門性の情報は、「経歴」に当たるため、獣医師関係団体が認定した専門性については、広告制限事項となっている。
- 2 一方、飼育者が必要とする獣医師の専門分野等の情報を提供することは診療施設選択の一助となることや、専門性認定によって獣医療サービスレベルの高位平準化を促進することが期待される。
- 3 前回の議論では、獣医師の得意分野の指標となり、飼育者が求める獣医療とのミスマッチを防ぐ上でも有益であることから広告可能とすることが望ましいとの方向性が示された。
- 4 これを踏まえて獣医師の専門性の考え方は、以下のとおりとする。
 - (1) 専門性に係る名称は、獣医師関係団体が中心となって設定し、飼育者が診療施設を選択するに当たって混乱しないようにすることが望ましい。
 - (2) 獣医師関係団体が中心となって行う専門性認定の取組が始まっていることから、「研修・講習」「実務歴」「試験」「認定更新」の要件を備えた専門性認定プロセスとすることが望ましい。
 - (3) さらに、各団体が専門性認定プロセスを独自に設定していることから、公平を期すことや専門性認定の質を担保するため、第三者が専門性認定プロセスを確認することが望ましい。

	広告可能事項の内容	
	保険診療	自由診療
医療法 (人)	診療科名 手術件数 技能・療法 など	略歴 (学位含む) 専門性資格 など
獣医療法 (動物)		
		保険診療で広告可能なものは、同様に広告可能 ⇒ただし、「技能・療法」については、 ①問い合わせ先②治療等の内容③費用④主なりスク、副作用 を示す必要
		専門科名 学位又は称号 経歴（一部広告可能） 技能・療法（一部広告可能） ⇒「技能・療法」の「費用について」 表示する場合、要件を示す必要 があるのではないか。

獣医療法における「診療費用広告」の考え方

	技能・療法	今後の考え方
<p>一般的な 診療行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種 ○健康診断 ○フィラリア予防 ○犬猫の避妊・去勢手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追加予定項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノミ・ダニなど 寄生虫予防 ○マイクロチップの装着 </div> 	<p>診療費用併記は不可</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>下記を併せて記載することで 広告可能としてはどうか。</p> <p>①問い合わせ先②治療等の 内容③費用④主なリスク、副 作用</p>
<p>高度な 診療行為</p>	<p>上記に当てはまらない「技能・療法」 例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○椎間板ヘルニアに対する片側椎弓切除術 ○白内障の眼科手術 ○脳腫瘍摘出術 ○悪性黒色腫に対する放射線治療 <p style="text-align: right;">など</p> 	<p>広告不可</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>下記を併せて記載することで 広告可能としてはどうか。</p> <p>①問い合わせ先②治療等の 内容③費用④主なリスク、副 作用</p>

■ 犬の避妊手術について ■



当院では、ご希望の方に犬の避妊手術を実施しております。

手術内容

メスの卵巣もしくは卵巣と子宮を取り除き、
生殖能力をなくします。

メリット：**望まない妊娠を避け、発情期ストレスを軽減**できます。
※麻酔リスク、術中、術後の感染症リスクがございます。
術後に何かあれば、下記連絡先まで連絡の上、ご来院ください

診療の流れ

治療期間：7～10日（抜糸含む）
治療回数：2回（抜糸含む）

事前検査

血液検査……

手術

……
……

入院

……
……

抜糸

……
……

診療にかかる費用

総額 〇〇～〇〇円
目安 〇〇円

事前検査代金：〇〇～〇〇円
手術代金（麻酔含む）：〇〇円
入院代金：〇〇円
抜糸代金：〇〇円

▲▲ 動物病院

(内科、外科)

〇〇学会認定外科専門医

電話：0120-〇〇〇-〇〇〇
(提携病院連絡先：〇〇-〇〇)
住所：東京都〇〇区〇〇〇〇
www.〇〇〇〇〇〇.〇〇.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00

【主なリスク、副作用】
治療における主なリスク、副作用等を十分に記載する

【治療等の内容】
(通常必要とされる治療)
治療等の内容を適切かつ十分に記載する

【費用】
標準的な費用または最低金額から最高金額を記載する

【治療等の内容】
(治療期間及び回数)
通常必要とされる治療期間及び回数を記載する

【費用】
別途発生する費用や内訳を記載する

【問い合わせ先】
内容についての問い合わせや容易に照会が可能な連絡先を記載する

獣医療における診療費用広告の考え方（案）

- 1 獣医療では、「専門科名」「一部の技能・療法」などについて、広告可能となっているが、低価格診療等による不当な誘引や不適切な診療により飼育者や飼育動物が実害を被る可能性があることから、診療費用の併記はできないこととなっている。
- 2 一方、飼育者にとって、診療費用も含めた獣医療サービスに関する情報が診療施設選択のために必要な情報となっている。
- 3 前回の議論では、診療費用広告の全てを禁止することは、時代にそぐわないとの方向性が示された。広告可能とする場合は、診療内容、料金の表示方法、リスクへの対応などを考慮するなど条件が必要との意見が挙げられた。
- 4 これらを踏まえ、獣医療における診療費用広告の考え方は、以下のとおりとする。
 - (1) ノミ・ダニの予防など「日常の予防に関すること」や「マイクロチップの挿入」などの一般的な診療については、診療費用含めて飼育者にとって診療施設を選択するに当たり必要な情報の一つである。

このため、表示可能とする場合、診療費用のみを表示するのではなく、人の医療の自由診療と同様に①問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、③治療等に係る主なりスク、副作用等に関する事項を表示することが望ましい。
 - (2) 現在広告することができない高度な診療行為については、獣医療の高度化・専門化が進んでおり、診療施設を選択するに当たって飼育者にとって必要な情報の一つである。

このため、必要な獣医療サービスを正しく選択するため、①問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、③診療費用、④治療等に係る主なりスク、副作用等を含めて表示することが望ましい。

診療施設のウェブサイトの取扱いについての考え方（案）

- 1 診療施設のウェブサイトは、URLを入力したり、検索サイトで検索した上で、閲覧するものであり、「誘引性」を通常は有さないため、原則として獣医療法上の広告とはみなしていない。
- 2 一方、SNS等を含めて情報発信媒体が多様化している状況であり、診療施設のウェブサイトの記載内容に制限をかけていないことから、十分な専門知識を有していない飼育動物の飼育者を惑わし、あるいは不測の被害を被ることがないように正確な情報提供の必要がある。
- 3 このため、飼育者への適切な情報提供として一定の管理を行っていくことが重要であることから、引き続きガイドラインにより獣医師関係団体の自主的な取組強化を求めていくことが適当である。

獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための 監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）骨子（案）

1. 広告制限の趣旨

診療施設のウェブサイトについて飼育者への適切な情報源として一定の管理を行っていくことが重要<追加

2. 省令の一部改正の概要

3. 広告制限の対象範囲

4. 広告が制限されている事項

5. 広告可能な事項

6. 広告の監視指導

7. 広告の苦情相談への対応

8. 診療施設ウェブサイトの記載内容に関する事項<事項として追加

（1）基本的な考え方

・診療施設のウェブサイトは広告の対象外とする。一方、十分な専門知識を有していない飼育動物の飼育者を惑わし、あるいは不測の被害を被ることがないように推奨例を具体的に示す。

（2）対象

・Facebook等のSNSを含む診療施設ウェブサイト全般

（3）ウェブサイトに記載すべき事項

① 診療対象動物、診療科

② 通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項

③ 治療等のリスク、副作用等に関する事項

（4）ウェブサイトに記載してはいけない事項


① 内容が虚偽、又は客観的事実であることを証明することができないもの

② 他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの

③ 内容が誇大なもの又は診療施設にとって都合の良い情報等の過度な強調

④ 獣医療法以外の法令で禁止されているもの

■ 犬の椎間板ヘルニア手術について

 当院では、犬の椎間板ヘルニア手術を実施しております。

手術内容
椎間板ヘルニアにおいて、保存療法や薬物療法
で対応できない外科手術。

診療の流れ
治療期間：○日
治療回数：○回 (事後検査・リハビリ含む)

内容と料金


内容	料金
椎間板ヘルニア手術	○○円～

▲▲動物病院
(内科、外科)

電話：0120-○○○-○○○
住所：東京都○○区○○○
www.○○○○○○○.○○.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00



■ 犬の椎間板ヘルニア手術について

 当院では、犬の椎間板ヘルニア手術を実施しております。

手術内容
椎間板ヘルニアにおいて、保存療法や薬物療法
で対応できない外科手術。

※全身麻酔リスク、術中、術後の感染症リスクがございます。
不明点や術後に何かあれば、下記連絡先までお問合せ下さい。

診療の流れ
治療期間：○日
治療回数：○回～ (事後検査・リハビリ含む)

事前検査
CT検査……

手術
……

入院
……

事後検査
・リハビリ……

診療にかかる費用

総額 ○○～○○円
目安 ○○円

初診料：○○円
事前・事後検査：○○円
手術代金 (麻酔含む)：○○円
入院代金：○○円
リハビリ代金：○○円

▲▲動物病院
(内科、外科)

電話：0120-○○○-○○○
(緊急連絡先：○○-○○)
(提携病院連絡先：○○-○○)
住所：東京都○○区○○○
www.○○○○○○○.○○.jp
火曜定休、分割払い可能
診療時間：9:00～18:00

○○学会認定整形外科専門医



赤字部分

飼育者にとって、獣医療サービスを正確に判断するのには必要と思われる一例